

○東京藝術大学受託研究員規則

〔平成9年3月27日〕  
制 定

改正 平成11年6月24日 平成13年3月26日  
平成16年4月1日 平成19年12月26日  
平成22年5月21日 平成25年10月24日  
平成27年5月14日

(趣旨)

第1条 この規則は、本学における受託研究員の受入れその他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 我が国産業の進展に資するため、民間会社等の現職技術者及び研究者（以下「現職技術者等」という。）に対し、本学において大学院で行う程度の研究の機会を与え、その能力の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において「受託研究員」（以下「研究員」という。）とは、現職技術者等であって、民間会社等の委託に基づき、本学において研究の指導を受ける者をいう。

2 この規則において「部局」とは、各学部（研究科を含む。）、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター及び保健管理センターをいう。

(資格)

第4条 研究員として受け入れることができる者は、現職技術者等であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条本文で定める大学院に入学することのできる者又は、本学がこれらに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請)

第5条 研究員を委託しようとする民間会社等の長（以下「委託者」という。）は、委託申請書（別紙様式）に履歴書、健康診断書及び推薦状を添付し、当該研究を行おうとする部局の長に申請するものとする。

(許可)

第6条 当該部局の長は、前条の申請があった場合、当該部局等において教育又は研究に支障がなく、かつ、適当と認めるときは、その受入れを許可するものとする。

(通知)

第7条 当該部局の長は、受入れを許可したときは、その旨を委託者及び戦略企画課長に通知するとともに、学長に報告するものとする。

(研究期間)

第8条 研究員の研究期間は、1年以内とし、受入れを許可された日の属する会計年度を超えることができない。ただし、研究を継続する必要があると認めるときは、委託者の願い出に基づき、翌年度に限り、更に受入れを許可することができる。

(受入れ時期)

第9条 研究員の受入れ時期は、年度の始めとする。ただし、特別の理由があるときは、その年度の中途において許可することができる。

(研究料)

第10条 研究員の研究料は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

2 委託者は、研究員として受入れ又は研究継続を許可された後、直ちに研究料を納付しなければならない。

3 既納の研究料は、還付しない。

4 前項の研究料が納入されないときは、受入れ許可を取り消す。

(指導方法)

第11条 研究員には、研究事項に応じ指導教員を定め、大学院で行う程度の研究の指導を行うものとする。

(諸規則の遵守)

第12条 研究員は、この規則に定めるもののほか、本学の定める諸規則を遵守しなければならない。

(研究の中止)

第13条 病気その他の理由により、研究を継続することが不相当と認められる研究員に対しては、当該部局の長は研究の中止を命ずることができる。

2 当該部局の長は、前項の研究の中止を命じたときは、その旨を学長に報告するものとする。

(証明書の交付)

第14条 研究員が所定の研究を修了したときは、当該部局の長は本人の願い出により、その研究事項について証明書を交付することができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究員の取扱いに関して必要な事項は、部局の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年 5 月14日から施行し、平成27年 5 月 1 日から適用する。

別紙様式

(元号) 年 月 日

(当該部局の長) 殿

委託者  
所在地  
名 称  
代表者 [印]

受 託 研 究 員 委 託 申 請 書

下記のとおり貴学に研究指導を委託したいので、受入れを許可くださるようお願いいたします。

記

ふりがな 氏名	
最終学歴及び 卒業年月日	
会社等の所属 部課及び職名	
委託希望理由	
研究期間	
研究題目	
研究内容	
研究を希望する 部 局	
希望する指導 教 員 名	
備 考	

[添付書類] 履歴書、健康診断書、推薦書